

就労継続支援B型のしくみ

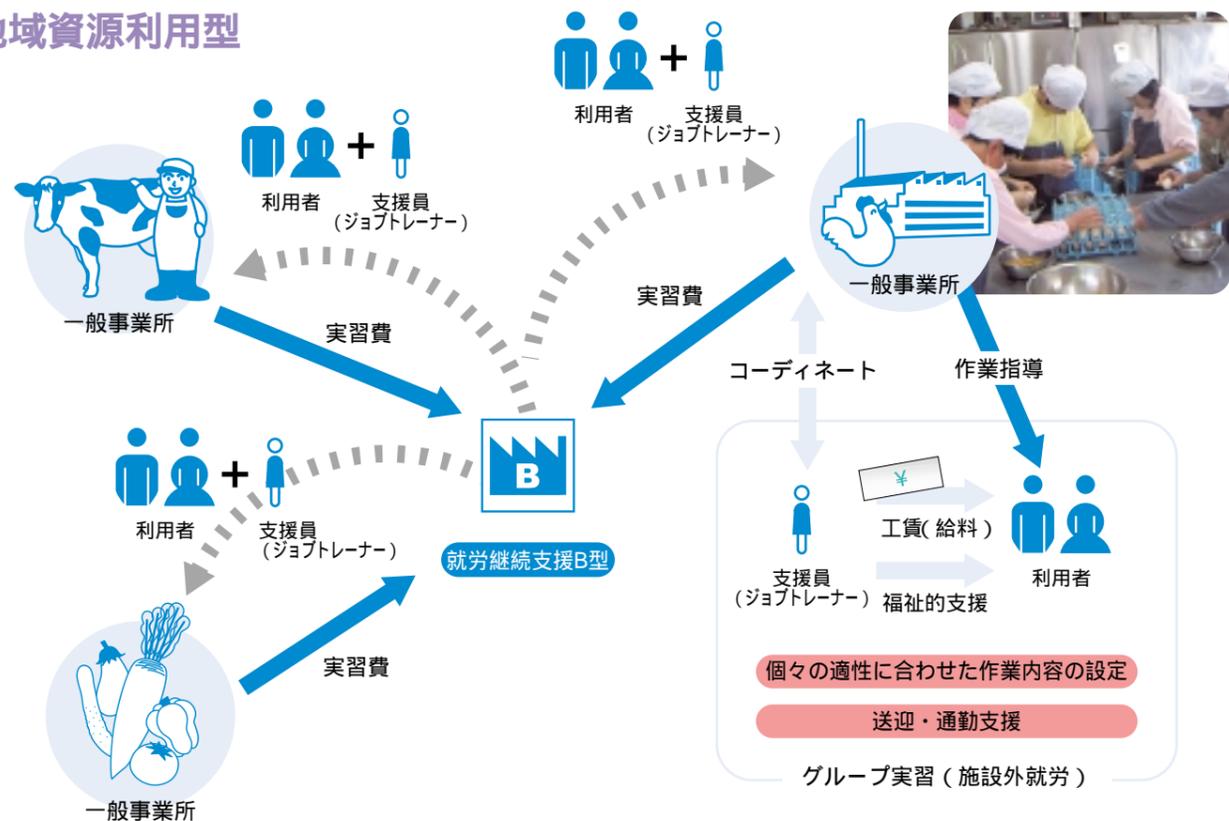
障がいの重い人でも地域の一般事業所で働き工賃(給料)を支給。

一般事業所や就労継続支援A型での就職が難しい方でも、グループ実習(施設外就労)として一般事業所で仲間と一緒にチームで働くことにより、工賃(給料)を受け取ることが可能となります。

コロニー雲仙の就労継続支援B型では、地域の豊富な社会資源を活用したグループ実習(施設外就労)が大きな特徴です。就労移行支援ではグループ実習(施設外就労)の目的は「訓練」ですが、就労継続支援B型では「働く」という要素が強くなり、それが障がいの重い利用者の誇りにつながっています。

この形式は専門家の指導を受けられると共に、利用者の工賃引き上げを図る上でも有効になってきます

地域資源利用型



福祉的支援の実際 区分5の方でも高い工賃支給が可能に！「なごみ」(島原市)

「塚原養鶏場」(島原市)では、全9万羽のうち2万4千羽の鶏の収卵作業と、卵を割って液卵を作る作業をしています。

ジョブトレーナーは、作業の補助となるように上り台や固定式の容器を準備しました。また、一緒に働き、いつでも話し相手になってくれるジョブトレーナーの存在自体が、精神面の安定になっています。

メンバーの一人Mさんの障害程度区分は5です。定期的な病院受診が必要な先天性の魚鱗症をはじめ、手厚い医療的支援が必要な病気を患っています。

しかし、一人での一般就労は到底難しいMさんも、他の5人の方と力を合わせチーム全体で工賃(給料)を稼ぐことが出来ます。



「塚原養鶏」で働くMさん

障害程度区分 5
工賃 ¥17,800



「なごみ」(島原市)
グループ実習(施設外就労先)

ソフト面
・ジョブトレーナーの存在(精神的支柱)
・補助器具の作成(作業面の改善)
ハード面
利用者

point 1

ジョブトレーナーが就労を支える

就労継続支援B型のグループ実習(施設外就労)を支えるのが、実習先事業所専属の現場付き支援員(ジョブトレーナー)です。

支援員(ジョブトレーナー)の役割は、利用者への直接指導から、本人と実習先事業所、本人と地域社会を結びつける「コーディネーター」へ変わります。



ジョブトレーナー(法人自主事業)

グループ実習先事業所専属の支援員。
福祉的支援。

福祉的支援の内容

- ・個々の適性に合った作業内容の設定と改善
- ・事業所との作業調整(作業内容の選定等)
- ・送迎・通勤支援
- ・医療的支援

point 2

地域社会資源の積極的活用

社会資源の活用は、その分野の専門家に直接指導を受けられるという点だけでなく、様々な点でメリットがあります。



地域には一般事業所という多くの社会資源が存在します。これを活用することで、作業内容の幅が広がるだけでなく、職員以上の知識を持った専門家から指導を受けながら自分の仕事として身につけていきます。

コロニー雲仙の就労継続支援B型のグループ実習(施設外就労)先 サラダ農房(雲仙市)

長崎県種馬鈴薯協会	ジャガイモの選別、袋づめ
独立行政法人種苗管理センター	ジャガイモの袋づめ
バンゴルフガーデン	ゴルフボールの回収

わーくやまびこ(諫早市)

野沢養鶏所	鶏卵の集卵、洗卵
ゆうゆうランド干拓の里	ポニーの引き馬、飼育、小動物の飼育

グループ実習(施設外就労)のメリット

- 1 工賃倍増につながる**
実習先事業所からグループ単位での実習費を毎月払ってもらうため、安定した収入が得られます。また、就労継続支援B型事業所内での授産事業を設置した場合と違い、経費がかからず収益性が高まります。
- 2 メンバーや人数を柔軟に対応できる**
グループ単位での契約になるため、成果(ノルマ)をグループ全体で達成する中で、作業内容や状況に応じて、メンバーや人数を柔軟に対応できます。
- 3 創意工夫で柔軟かつ手軽に作業の組み合わせが出来ます**
多額の資本を要せず、既存の社会資源(企業や農業等)を活用する事で、その時代の状況(景気・相場)に左右されず、その如何によって身軽な対応が出来ます。

施設外就労加算(2008年度:基金事業 2009年度:報酬による対応)

施設外(企業内等)の現場での作業・訓練が、利用者の就労移行や工賃(賃金)の引き上げを図るために有効であることから、報酬により評価。(2009年4月~)

対象事業: 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

実施例【就労継続支援B型】

定員30人
利用者:30人:職員:5人



施設外での作業(21名)

- 【企業A】利用者6人:職員1人
- 【企業B】利用者6人:職員1人
- 【企業C】利用者3人:職員1人
- 【企業D】利用者6人:職員1人

施設外就労による利用定員の取扱い
本体施設の定員の7割まで施設外就労の利用者とする事が可能
職員配置も増員した利用者数に準じる
(例)30人定員の場合 最大で51人(30人+21人)までの利用が可能となる

施設外就労加算による評価
1日1人100単位
(1単位10円)

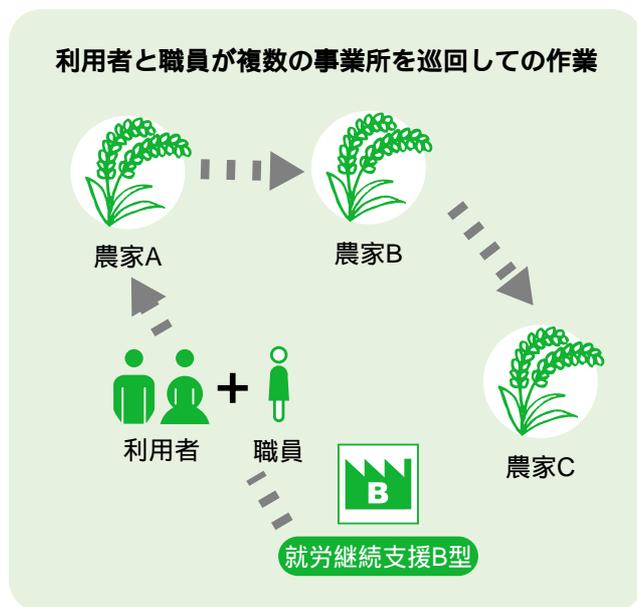
ユニット単位で実施
・1ユニットは利用者3人以上
・ユニットごとに職員を配置
(本体の職員配置以上)

就労継続支援B型の未来像

農地の荒廃と超高齢化から農業を守る

農村を歩けば荒れ果てた農地が目にとまります。農業を就労継続支援B型と組み合わせる、農業（地域産業）と福祉の融合によって、農村の再生につながる新しい未来が見えてきます。

1 グループでの出張作業 ～チーム派遣型



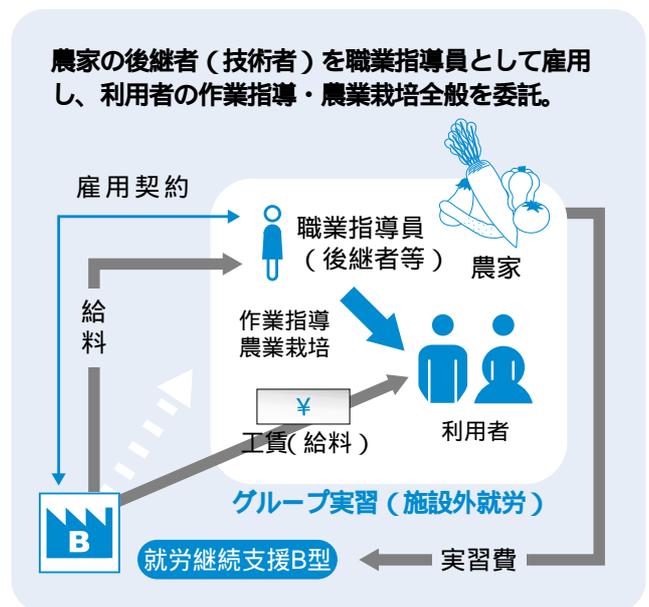
農業では、季節ごとに田植えや収穫等の集中的に労働力が必要な作業があります。

「チーム派遣型」では、「田植え部隊」や「稲刈り部隊」というように利用者と職員がチームを組み、農繁期の農家を巡回し作業を行います。

農家にとっては必要な時期のみ、必要な労働力を確保することができ、そのために放棄してしまっていた農地の保全・再生につながります。

労働力の流出による農業（農地）の再生・維持

2 農家の後継者(技術者)を 職業指導員として雇用～融合型



農家の後継者と雇用契約を結び、実習先専属（施設外就労等）の職業指導員として利用者の作業指導・福祉的支援を委託します。

事業所側が農業の専門的な知識・技術と労働場所を、B型事業所が労働力とそれを支える職員を雇用し実施する「融合型」は双方にとってメリットがあります。

後継者・労働力不足の農家も新しい発想によって、様々な可能性を思い描くことが出来ます。これは町の工場にも応用が出来ると思います。

高齢化による後継者不足の解消

就労継続支援B型の課題点

利用日数限度を「月割制」から「年間制」へ

現在利用日数限度は月間22日の「月割制」となっています。これを年間264日程度の「年間制」に変更することで、「チーム派遣型」の様な、季節や天候に左右される事業への対応も可能になります。

就労支援の中のB型事業の位置づけを明確に

厚生労働省は本事業の工賃を月額3,000円以上と設定しています。生活介護においても生産的活動で、同程度の工賃を支給している事業所もあり、果たしてこの金額の支給は就労継続事業と言えるのでしょうか。また、これに見合う作業量、作業時間では3年後の個別支援計画の見直しにおいても、A型や一般就労への発展的進路は困難だと思われる。したがってB型事業の基準（対象）を工賃又は職業能力等で明確に示すことも重要だと思われる。